

令和5年6月1日

懲戒処分の公表

次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

1 処分対象者

市民子育て部保育幼稚園課 保育士 20歳代

2 事案の概要

令和4年10月8日（土）午前3時頃、呼気検査で基準値を超えるアルコールが検出された友人が運転する車両に同乗し、警察から事情聴取を受け、刑事処分は不起訴処分となったものの、2年間の運転免許取消し処分の行政処分を課せられた。

このことは、地方公務員である保育士として、また袖ヶ浦市職員としての信用を著しく失墜させるものであることから、地方公務員法第29条第1項第3号の規定に基づき処分した。

3 処分内容

停職3月

4 処分年月日

令和5年6月1日